

平成25年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月18日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月18日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	山本 章人
		ふるさと 振興課長	寺西 隆雄		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 保険医療 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 環境課長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護課 長	佐藤 一夫
		健康推進 課 長	能島 頼子	子 育 て 推進課長	鈴木 利彦
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政課 長	西川 和彦
		まちづく り推 進課 長	志治 正弘		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	次 長 兼 消防署長	大橋 清
		総務課長 兼予 防課 長	伊藤 啓二		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙
- 日程第2 議案第7号 蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第15号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第16号 蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第17号 蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 蟹江町下水道条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第16 議案第21号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について
- 日程第17 議案第22号 町道路線変更について
- 日程第18 議案第1号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第2号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第3号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第4号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第5号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第6号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第24号 平成25年度蟹江町一般会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計予算

- 日程第27 議案第27号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成25年度水道事業会計予算
- 日程第32 発議第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について
- 日程第33 発議第2号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第34 発議第3号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について
- 日程第35 発議第4号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について
- 日程第36 発議第5号 愛知県の第三子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出について
- 日程第37 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第38 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成25年第1回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

お手元に、選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」、発議第1号から発議第5号までの意見書提出議案、各常任委員会の審査報告書、総務民生常任委員会に配付されました議案8号に付随した資料が、防災建設常任委員の方々に配付されております。また、防災建設常任委員会に配付されました議案第9号の資料が総務民生常任委員に配付をしております。また、予算審議の中で、黒川勝好君、大原龍彦君より請求のありました資料も配付しておりますのでご確認をお願いいたします。

なお、平成24年第3回臨時議会、第4回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 中村英子君

日程第1 選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の提出を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 中村英子君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号は精読とされました。

なお、選挙第3号は午前中の休憩時間に防災建設常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いいたします。

○議長 中村英子君

日程第2 議案第7号「蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

日程第3 議案第8号「蟹江町指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する基準を定める条例の制定について」

日程第4 議案第14号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について」

日程第5 議案第15号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第6 議案第16号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」

本5議案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に、民生に関する案件、議案第7号及び議案第8号並びに議案第16号の審査を行い、続いて、議案第14号及び議案第15号の審査を行いました。

初めに、議案第7号「蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく議案第7号は全員賛成で可決されました。

次に、議案第8号「蟹江町指定地域密着型サービス事業等の指定等に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目、介護サービス事業のサービスがきちんと行われているかチェックしているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、それぞれの事業所からは定期的に書面で報告があり、地域密着型の場合は、県あるいは市町村独自で定期的に監査を行うこともあり、疑問な点については聞き取りを行うという内容の答弁がありました。

2つ目に、地域密着型サービス事業所の定員について、町民の要望・要求がかなえられているかという内容の質疑がありました。

これに対して、平成25年2月12日、施設に聞き取りをし、3事業所はほぼ満床であった。地域密着型は蟹江町内在住の方しか利用できないので、その事業所にあきが出た場合は優先的に入所していただくという内容の答弁がありました。

3つ目に、要介護4、5の方で在宅にして老々介護をされている方の実態を把握しているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、居宅サービスを受けている方のうち、要介護4、5で老々介護をされている方は、推定であるが20から30人であるという内容の答弁がありました。

4つ目に、地域密着型サービスの種類で、24時間対応訪問サービスや夜間対応型訪問サービスがあるが、蟹江町内の地域密着型サービス事業所には、現実これに対応しているのかという内容の質疑がありました。

これに対しまして、蟹江町内ではやっていない。しかし、そのようなサービスが必要な方には担当をしているケアマネジャーやかかわりのある事業所が手を尽くして施設入所を勧めるという内容の答弁がありました。

5つ目に、現在の訪問介護事業所が24時間対応サービス、夜間対応型訪問介護サービスを組み込んだ場合、どのように事業所指定をするのかという内容の質疑がありました。

これに対して、いろんな基準があり、人員等の配置の問題や設備の問題、勤務状況などの計画が基準に合っているか審査をして、基準を満たしていれば指定することになるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「蟹江町母子家庭等医療費の支給及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、全員賛成で可決されました。

次に、議案第14号「蟹江町議会の議員のその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく全員賛成で可決されました。

次に、議案第15号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく全員賛成で可決されました。

以上、ご報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(1 番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第7号「蟹江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第7 議案第9号「蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」

日程第8 議案第10号「蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について」

日程第9 議案第11号「蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」

日程第10 議案第12号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」

日程第11 議案第13号「蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」

日程第12 議案第17号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第13 議案第18号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」

日程第14 議案第19号「蟹江町下水道条例の一部改正について」

日程第15 議案第20号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

日程第16 議案第21号「土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について」

日程第17 議案第22号「町道路線変更について」

本11案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

それでは、防災建設常任委員会に付託をされました11案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に産業建設部に関する案件、議案第9号から議案第13号まで、議案第18号、議案第21号及び議案第22号の審査を行い、続いて上下水道部に関する案件、議案第17号及び議案第19号の審査を行い、最後に消防に関する案件、議案第20号の審査を行いました。

最初に、議案第9号「蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、1つ目に、はつらつ公園のトイレを整備する考えはという内容の質疑がありました。

これに対して、25年度中に整備をする予定であるという内容の答弁がありました。

2つ目、学戸公園の北側入り口にスロープがなく、観閲式等の準備など関係車両が入れるようにならないかという内容の質疑がありました。

これに対して、学戸公園の南側のトイレ付近には障害者用のスロープがある。北西の角のところにも1カ所スロープが設けてあり、車両が入れるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目、第3条の道路の区分はどのようになるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、当初の答弁は、誤解を招く答弁であり、訂正の申し出がありましたので、訂正された内容で答弁をさせていただきます。第1種、第2種は高速道路及び自動車専用道路。第3種、第4種は、国道・県道・市町村道であるということでありました。

2つ目、JR駅北の道路や東郊線は何級に該当するのかという内容の質疑がありました。これに対して、市町村の道路は構造的な基準や計画の交通量により2級から4級のいずれかに該当するとの答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案

第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目、JR駅北の新しくできた道路には、標識にもカーブミラーも少ないように感じる。また、あの区域に信号機を設置する考えはないのかという内容の質疑がありました。

これに対して、規制の標識は、公安委員会が必要と認めれば設置されると思う。また、カーブミラーは四つ角・T字路に設置するが、見通しが悪く、危険だという地元からの要望に基づき、現地を確認した上で対応する。また、東郊線から東の街区の中は、信号機の計画はなく、藤丸中央線の交差点にも信号設置要望はしていないという内容の答弁がありました。

2つ目、東郊線と名阪側道の交差点は信号が短いため、ヨシヅヤの開店に伴い、東郊線の大渋滞が予想される。何か対策を考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、東郊線の南北の信号は短い、信号機の時間を変えることは公安委員会の許可が必要である。当該地点は、あま市であるので、あま市と警察と一緒に検討しながら、公安委員会へ働きかけをしていくという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目、今後この条例に準じて道路工事をしていくのかという内容の質疑がありました。これに対して、25年度以降においては条例を準拠し、障がい者に優しい段差のない構造の歩道をつくっていくという内容の答弁がありました。

2つ目、既存の公園、道路も順次見直しをしていくのかという内容の質疑がありました。

これに対して、現段階では既存の公園、道路をこの条例で見直す計画はできていないが、障がい者の方に非常に危険であるということになれば、条例のある、ないにかかわらず対応をしていくという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、準用河川はどこにあるのかという内容の質疑がありました。それに対して、蟹江町には、上舟川、中筋川、三明川の3本の準用河川が指定されていた。現在は上舟川の1本だけが準用河川として残っているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案

第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第18号は全員賛成で可決されました。

次に、議案第21号「土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目、桜という町名は地区の方々の意思で決められたのかという内容の質疑がありました。

これに対して、蟹江今駅北特定土地区画整理組合の理事会の方で、桜という新町名を提案いただいた。今議会で議決されれば、換地計画時に新しい町名地番で最終的に登記まで行うという内容の答弁がありました。

2つ目、町界町名に藤丸団地も入るのかという内容の質疑がありました。これに対して、町界町名各設定事業においては、藤丸団地地区、須成の柳瀬地区、区画整理を含む地区が1つのエリアとして設定されているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第21号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「町道路線変更について」を議題といたしました。

質疑を求めたところ、質疑、討論もなく、議案第22号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、15条の技術管理者資格は今までどうなっていたのかという内容の質疑がありました。これに対し、技術管理者の資格が条項になかったので、15条として入れさせていただいたと答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第18号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「蟹江町下水道条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第19号は全員賛成で可決されました。

次に、議案第20号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第20号は全員賛成で可決されました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第7 議案第9号「蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号「蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号「蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号「蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第17号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」の委員長報告に対する  
質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号「蟹江町下水道条例の一部改正について」の委員長報告に対する質  
疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員  
長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第21号「土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第22号「町道路線変更について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第18 議案第1号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第19 議案第2号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第20 議案第3号「平成24年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第21 議案第4号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第22 議案第5号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第23 議案第6号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第

3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第24 議案第24号「平成25年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第25 議案第25号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第26 議案第26号「平成25年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。  
本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第27 議案第27号「平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第28 議案第28号「平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第29 議案第29号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第30 議案第30号「平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第31 議案第31号「平成25年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第32 発議第1号「「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について」

を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 菊地 久君

議長の指名によりまして、私のほうから提案をさせていただきます。

発議第1号「「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、蟹江町議会議員、伊藤俊一、同、奥田信宏、同、高阪康彦、同、松本正美でございます。

では、めくっていただきまして、案文を朗読させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(案)。

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初、想定外という言葉に代表されるように緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

世界の多数の国々は、今回のこのような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収容などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大するのである。

また、原発事故への初動対応のおくれは、事故情報の第一次発信先が国ではなく事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるような外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した非常事態事項が明記されていない。平成16年5月には、その不備を補足すべく民主、自民、公明、3党が緊急事態基本法の制定で合意をしたが、今日まで置き去りにされている。

昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生をしている。よって、国会及び政府におかれては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣、外務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、警察庁長官、厚生労働大臣であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(9 番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第33 発議第2号「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6 番議員登壇)

○6 番 伊藤俊一君

発議第2号「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、蟹江町議会議員、奥田信宏、高阪康彦、松本正美、菊地久でございます。

朗読をもって提案とさせていただきます。

愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書(案)。

住民の健康を保持するための医療行政への取り組みは、各種福祉施策の充実とともにますます重要となっている。子ども医療費助成はひとり親世帯の医療費助成とあわせて子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成や後期高齢福祉医療費助成

も障害者や高齢期の医療を支える大切な施策となっている。これらの福祉医療制度はいずれも愛知県民にとってかけがえのないすぐれた制度である。しかしながら、愛知県が発表した重点改革プログラム政策に向けた重点改革項目及び論点の中には福祉医療制度の見直しが含まれており、福祉医療制度の縮小、一部負担金の導入、対象範囲の削減が危惧される。この制度の存続は各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えているものであり、より慎重な検討が必要である。

よって、各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、子ども医療の対象年齢の拡大、精神障害者の対象疾病の拡大など愛知県の助成対象の拡充を図ることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(6番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第34 発議第3号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 奥田信宏君

発議第3号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、蟹江町議会議員、同、高阪康彦、同、松本正美、同、菊地久、同、伊藤俊一であります。

意見書案の朗読をもって提案にかえます。

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）。

厚生労働省は、2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長の5局長連名で看護師の雇用の質の向上のための取り組みについての通知を発出しましたが、その中で看護師等の勤務環境の改善なくして持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善や喫緊の課題としています。全国各地で問題となっている医療崩壊、介護崩壊の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師、看護師、介護職員など、医療福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。

医療崩壊、介護崩壊を食いとめ、安全・安心の医療・介護を実現するためには、看護師などの夜勤交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善を初めとする労働環境改善が不可欠です。厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも、医療、社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

#### 記

1、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2、医師、看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(12番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第35 発議第4号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○4番 高阪康彦君

発議第4号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、蟹江町議会議員、松本正美、同じく菊地久、同じく伊藤俊一、同じく奥田信宏であります。

朗読をもって提案にかえさせていただきますのでお願いをいたします。

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書(案)。

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度は、経過的な取り扱いとして平成27年3月31日までの間とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については極めて不透明な状況です。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。

介護崩壊を食いとめ、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員確保に向け、賃金

改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較しても介護職員の賃金実態はおよそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも介護処遇改善加算は廃止でなく継続し、拡充させることが求められます。

また、介護処遇改善加算においても、これまでの介護処遇改善交付金の仕組みを踏襲し、国の全額負担で国民の負担増にならない方法で行われる必要があります。安全・安心の介護実現のため、介護職員の人材確保を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

#### 記

- 1、介護職員処遇改善加算を2015年4月1日以降も継続すること。
- 2、介護職員処遇改善加算の対象を介護職員以外の職種にも拡大すること。
- 3、国の責任で介護職員の待遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上であります。よろしく願いいたします。

(4番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第36 発議第5号「愛知県の第三子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

では、ご提案申し上げます。

発議第5号「愛知県の第三子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、菊地久、同じく伊藤俊一、同じく奥田信宏、同じく高阪康彦です。

意見書案の朗読をもって提案とさせていただきます。

愛知県の第三子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書(案)。

幼い子供を持つ世帯の収入は低く、非正規雇用で不安定な場合も多く、子育ての経済的負担は重いものとなっている。これが少子化の一つの要因と言われている。このため、政府は子ども手当の創設や公立高校の授業料の無償化など、子育て家庭を支援する施策を拡充してきた。

愛知県では2007年10月より単独補助事業として18歳未満の子供を3人以上養育する世帯を対象に、3人目以降の子供の保育料を満3歳になる月まで無料にしている。政令市の名古屋市を除く市町村に対して減額した保育料の2分の1を補助、補填、中核市は4分の1とするというものである。保育料では、保育所等に兄弟が同時に入所する場合、2人目を半額、3人目以降を無料にする減免措置があるが、それは同時入所に限られている。兄弟が小学校や中学校に通う場合には、この対象にならない。愛知県の第三子保育料の満3歳までの無料化は、全国的に見ても先進的な施策であり、愛知県民にとってもかけがえのないすぐれた少子化対策、子育て支援施策である。しかし、2013年度からは所得制限の導入をすとし、先日のその内容が明らかになった。これでは保護者に対しての今までと同様の補助を保障するには、市町村、自治体が県補助制限分の負担をかぶるか、そうでなければ保護者への負担がいかざるを得ず、少子化対策の流れと逆行する。

よって、各市町村が今後も第三子保育料無料化が安定的に維持できるよう、引き続き愛知県の第三子保育料無料化事業費補助金が継続実施されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上であります。よろしく願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第37 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時18分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 中村英子君

お手元に海部地区水防事務組合議会議員の選挙について、規約第6条ただし書きによる議員の名簿が配付してありますのでお願いいたします。

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」をこの際、

日程に追加し、追加日程第38とし、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号を日程に追加し、追加日程第38とし、選挙することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

追加日程第38 選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区水防事務組合同規約第6条による組合議会議員に奥田信宏君を、ただし書きの規定による議員に上田喜久男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました奥田信宏君、上田喜久男君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました奥田信宏君、上田喜久男君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました奥田信宏君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 中村英子君

これで本会議の本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで閉会の前に、横江町長より任期満了に伴う挨拶の申し出がありましたので、許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、平成25年第1回定例議会に提出をさせていただきました全ての議案を議決をいただきました。まことにありがとうございます。特に平成25年度一般会計予算、特別会計含めて165億という骨格予算といえども大変巨額な予算のしっかりと執行し、条例に伴いまして議員の皆様方にいろいろご意見をいただきましたことも含めて、しっかりと履行していきたい、このように考えております。

また、私ごとではございますけれども、平成17年4月、そして21年4月、1期目、そして25年4月1日でございますけれども、間もなく任期満了を迎えさせていただきます。この議会の中で、菊地議員からもそうでありますけれども、いろんな議員の方から町長の自己診断はどうだ、点数はどのぐらいだ、自問自答をずっと重ねておりました。きょうそれを言うべきかどうかは、実は迷っておりますが、私にとっては自分自身が若干甘いかもわかりませんが、合格点を仮に70点とすれば、何となく70点に近いところまでやってこれたのではないのか。ただ、議会議員の皆様方に言われれば、まだまだ十分ではない、もっとがんばらなければいかんじゃないか、そんな声が聞こえてくるのも事実でございます。

この蟹江町を今後しっかりと支え、そしてしっかりと事業推進するために、19日、明日、第サードステージ目のチャレンジをさせていただきます。

まだまだ未熟でございますけれども、精いっぱい第4次総合計画にありますように「キラッとかにえ、明るい未来が見えるまち」、来てよかった、住んでよかった、そして住みたくなるような、安全・安心のまちづくり、今までのような基盤整備、これ以上の大きな基盤整備をして、たくさん的人口がふえるような、そんな楽しいまちづくりを今後してまいりたい。そして、皆さんに夢が持てるような、そんなまちづくりをしてまいりたいと心に誓っております。どうぞ議員各位におかれましては、叱咤激励も含めて、ご意見、そしてご激励を賜りますことを心より申し上げます、8年間の任期満了に伴います挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 中村英子君

ありがとうございました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成25年第1回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時48分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長                      中 村 英 子

蟹江町議会副議長                    吉 田 正 昭

4 番 議 員                            高 阪 康 彦

5 番 議 員                            戸 谷 裕 治